サービス品質保証制度（SLA）改定 新旧対応表

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
第 5 条（賠償）	**(ア)賠償の実行**	DA は本ＳＬＡで保証したサービス品質を提供するように努力致しますが、万が一、品質がそれを下回った場合、本条（イ）に定める金額を賠償します。但し、本サービス設備に関する電気通信事業者の責に帰すべき事由については、本約款の第 34 条 2 項に定めるとおりとします。	DA は本ＳＬＡで保証したサービス品質を提供するように努力致しますが、万が一、品質がそれを下回った場合、本条（イ）に定める金額を賠償します。但し、本約款の免責事由に該当する場合はこの限りではありません。なお、DA が契約する電気通信設備等の提供事業者の責に帰すべき事由については、本約款の第 34 条 2 項に定めるとおりとします。	本約款の免責事由に該当する場合は賠償対象外とする旨を追加。約款が原則優先するため確認的に規定。「本サービス設備に関する電気通信事業者」を「DA が契約する電気通信設備等の提供事業者」に修正（約款の用語統一に対応）。
	(ウ)賠償の方法	上記の賠償基準が適用される事態が発生した場合は、次月の利用料金から当該基準に定める金額を減額するものとします。契約者からの賠償請求手続きは不要です。	上記の賠償基準が適用される事態が発生した場合は、次月の利用料金から当該基準に定める金額を減額するものとします。契約者からの賠償請求手続きは不要です。但し、この減額処理が行われずに契約が解除されるか更新されずに終了した場合は、当該減額は免責されたものとします。	末尾に、減額処理が行われないまま契約が解除・終了した場合は当該減額を免責する旨の但書を追加。
末尾	**現在日表記**	2022 年 2 月現在	2026 年 12 月現在	時点表記を更新。